

平成26年3月28日
消 防 庁

「障害者施設等火災対策報告書」の公表

消防庁では、平成25年2月8日（金）に長崎県長崎市において死者5名が発生した認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「障害者施設等火災対策検討部会」を開催し、障害者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討を行ってきたところであり、この度、報告書が取りまとめられましたので公表いたします。

【障害者施設等に対する主な火災対策】

- 1 ソフト面での対策
 - (1) 全ての従業員が火災時に適切に対応できる従業員教育の推進
 - (2) 効果的な訓練の実施
- 2 ハード面での対策
 - (1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化
 - (2) 防火関係規定に不適合の施設への関係行政機関の改善指導の徹底
 - (3) スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- 3 その他必要な対策
 - (1) 関係行政機関の情報共有、連携体制の構築
 - (2) 利用者への情報提供
 - (3) 障害者施設等の用途判定に係る調整

【別添資料】

「障害者施設等火災対策報告書」の概要

※[報告書全文](http://www.fdma.go.jp/)については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。



＜連絡先＞

消防庁予防課設備係
担当：守谷専門官、鈴木係長、尾上事務官
電話 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

障害者施設等火災対策報告書(平成26年3月)＜概要＞

1. 検討部会の目的、検討体制等

目的

長崎県長崎市における認知症高齢者グループホーム火災の教訓を踏まえ、障害者施設等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行うことを目的とする。

検討体制

部会長: 室崎益輝(ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長)

委員: 障害者施設関係者、自治体消防本部、自治体福祉部局、学識経験者、関係省庁(国土交通省、厚生労働省)

2. 長崎市の認知症高齢者グループホーム火災の概要

建物概要

建物名称: グループホーム ベルハウス東山手

用途: 複合用途(グループホーム、事務所、共同住宅)

構造・階層: 鉄骨造一部木造・地上4階建て

延べ面積: 581.85㎡

(うち、グループホーム部分(1, 2階)は259.64㎡)

死傷者

人的被害: 死者5名、負傷者7名

3. 今後の火災対策のあり方

(1) 認知症高齢者グループホーム火災に係る課題

ア 消防機関への通報について → 自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかった。

イ 従業員による初期対応について → 消防訓練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が用いられなかった。

ウ 構造上の課題について → 防火区画が建築基準に不適合であったことについて、関係行政機関間で情報が共有されておらず、改善が図られていなかった。

(2) 火災対策に係る基本的な考え方

ソフト面(防火管理や近隣応援体制など)とハード面(建築構造や感知・通報・消火設備など)の対策を総合的に実施することが必要。

(3) ソフト面での対策

① 全ての従業員が火災時に適切に対応できる従業員教育の推進 ② 効果的な訓練の実施

(4) ハード面での対策

- ① 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化
- ② 防火関係規定に不適合の施設への関係行政機関の改善指導の徹底
- ③ スプリンクラー設備の設置基準の見直し

(5) その他必要な対策

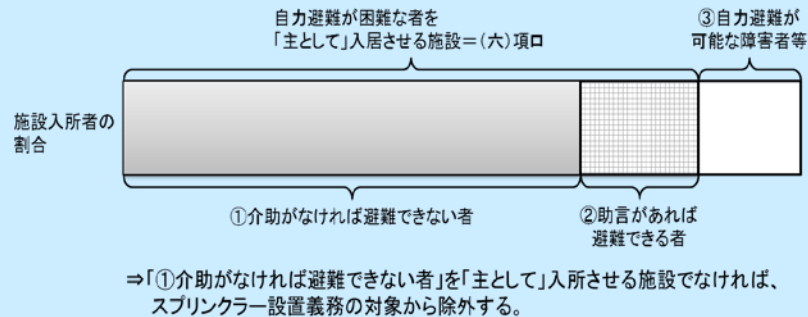
- ① 関係行政機関の情報共有、連携体制の構築
- ② 利用者への情報提供
- ③ 障害者施設等の用途判定に係る調整

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

【基本的な考え方】

介助がなければ避難できない者(※)が多数を占める障害者施設等については、原則として全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づける(275㎡以上→面積要件撤廃)。

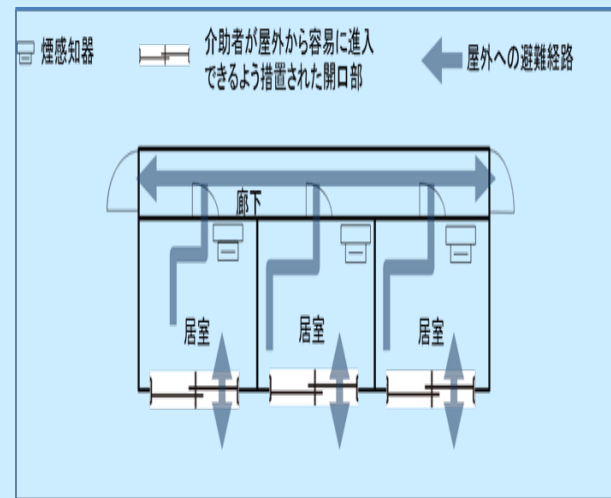
例外規定に係る対象施設の該当／非該当



※ 『警報時に避難が認知できない者』や『パニックで行動が不安定になる者』、『重度の運動機能障害を有する者』などが想定される。

ただし、例外として、施設の構造が、火災時に介助者による対応によっては避難が有効に行われると想定されるものについては設置不要とする。

(スプリンクラー設備の設置を要さない構造の一例)



- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が避難階のみ
- 単一用途

- ・居室区画(扉は自動閉鎖)
- ・煙感知器
- ・各居室の開口部
 - 〔屋内外から容易に開放幅員1.5m以上の空地に面する〕
 - ・避難できる大きさ等
- ・2方向避難が確保されている
- ・火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること

4. 今後の進め方

障害者総合支援法により、平成26年4月1日に施行される障害支援区分の見直しに伴う動向に注視しつつ、必要に応じて障害者関係団体等とも意見交換を行い、実効性のある対策を構築していくこととする。